

社会教育委員の委嘱について  
次の者を社会教育委員に委嘱する。

2011年（平成23年）4月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿己

## 1 氏名等

ふりがな 氏名	生年月日	住 所	選出区分	新任再任 の別
きみなみ いくお 木 南 郁 男			学校教育 関係者	新 任
くぬぎ よしみつ 功 力 義 光			学校教育 関係者	新 任

## 2 任 期

2011年（平成23年）4月22日から2012年（平成24年）6月30日ま  
で

### 提案理由

この議案を提出したのは、社会教育委員のうち、学校教育関係者2名に欠員が生じたため、社会教育法第15条第2項及び藤沢市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づき、その残任期間にかかる委員を委嘱する必要による。

## 参 考

### 社会教育法抜粋

#### (社会教育委員の構成)

#### 第15条

- 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

### 藤沢市社会教育委員に関する条例抜粋

#### (委員の定数)

- 第2条 委員の定数は、15人とする。

#### (任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 特別の理由があるときは、任期中でも解嘱することができる。
- 3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。